

調布市自治基本条例の制定に向けて（今後の取組指針）

1 自治基本条例制定の意義

自治基本条例とは，調布市政（まちづくり）の基本的な考え方と仕組みを定める基本となる条例です。

分権型社会に向かう大きな流れの中で，自治体には自主・自立的で特徴のある市政が求められています。こうした中において，調布市自治基本条例を制定することにより，調布市政の基本的な考え方や市民，議会，行政によるまちづくりの仕組みを確認し，地域の実情に応じた柔軟な施策の展開により，調布市民のニーズに応えていこうとするものです。

2 調布市のこれまでの取組

平成5（1993）年6月の衆・参両議院における地方分権の推進に関する決議を受け，平成12（2000）年4月，地方分権一括法が施行され，国と自治体は，対等・協力の関係であることが確認されました。

また，国庫補助負担金改革・国から自治体への税源移譲・地方交付税改革を一体で進める三位一体の改革（地方分権推進のための地方税財政改革）が平成16（2004）年度から始まり，さらには，平成19（2007）年4月に地方分権改革推進法が施行されるなど，近年，一連の地方分権改革の動きがあります。こうした地方分権進展の流れを受けて，自治体の自主・自立が求められる中，平成13（2001）年4月，北海道「ニセコ町まちづくり基本条例」が施行されたのを皮切りに，自治基本条例を制定する自治体が相次いでいます。

調布市では，平成13（2001）年2月策定の総合計画における前期の基本計画において，市民参加プログラムの策定・実践とともに，住民自治基本条例の検討を位置付けました。その取組として，まず，住民自治基本条例づくりを市民参加により推進するため，第16期まちづくり市民会議へ諮問し，市民委員による審議を経て，平成14（2002）年2月に答申をいただきました。また，平成14（2002）年度には，市役所職

員で構成する基本計画推進プロジェクト・チーム（市民が主役のまちづくり部会）において検討を行いました。

さらに、市民主体の取組を進めていくため、平成16（2004）年8月には、500人の市民を対象に住民自治基本条例に関するアンケートを実施するとともに、調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会の設置に向けて委員の公募を行いました。一方で、平成16（2004）年11月には、市民参加の基本的なルールである市民参加プログラムを策定しています。

市民懇談会では、当初予定した検討期間を上回る全17回の会議において、活発な議論が重ねられました。その成果として、平成18（2006）年6月に、報告書「調布市自治基本条例の制定に向けて」がまとめられ、調布市にとって自治基本条例の制定は有意義であるとの提言をいただきました。

この市民懇談会からの提言を受け、平成19（2007）年2月に策定した後期の基本計画及び第3次行財政改革アクションプランにおいて、自治基本条例制定の目標年次を平成20（2008）年度と定め、昨年11月に、市役所職員による調布市自治基本条例制定プロジェクト・チームを立ち上げたところです。

3 条例案作成に当たっての基本的考え方

(1) 市民参加プログラムに基づく条例づくり

ア 調布市政における市民参加の基本的なルールである市民参加プログラムに則り、これまでの取組に引き続いて、自治基本条例づくりを進めていきます。

イ 自治基本条例は、より多くの市民と一緒に考えていくことが重要です。したがって、多くの市民が参加しやすい市民参加手続により、参加の機会の拡大を図っていきます。

ウ 多くの市民が参加するための前提として、自治基本条例の取組に関する情報を積極的に公表していきます。

(2) 調布市議会における条例案の審議

議決権を有する調布市議会において調布市自治基本条例案の審議がなされることをふまえ、調布市民を代表する調布市議会の御意見を尊重して自治基本条例の取組を進めていきます。

(3) 市民懇談会報告書の内容に基づく自治基本条例案の作成

ア 市民懇談会報告書は、市民委員と学識経験者により全17回の会議において活発な議論が積み重ねられてまとめられた結果です。したがって、この報告書を尊重し、その内容を基にして自治基本条例案を作成していきます。

イ 市民懇談会委員には、報告書にあるとおり、適宜、意見を聴きながら自治基本条例づくりを進めていきます。

ウ 市民懇談会報告書の内容を基にして条例の形式にしていく作業を市役所職員による調布市自治基本条例制定プロジェクト・チームで行っていきます。

(4) 目標年次

第3次調布市行財政改革アクションプランにおいて、平成20年度、条例制定を目標として掲げたところです。

4 今後の取組予定

今後の取組予定は次のとおりですが、具体的には、各取組におけるみなさんからの御意見を参考にしながら組み立てていきます。

(1) 取組1（自治基本条例素案の骨格）

条例に規定する基本的な項目により条例の全体像を示す「調布市自治基本条例素案の骨格」（仮称）を公表し、みなさんからの御意見をいただきます。

また、出前講座等の積極的な活用により、市役所職員が地域に出向き、自治基本条例の取組内容をお知らせしながら、地域のみなさんと一緒に調布市におけるまちづくりの基本的な考え方と仕組みについて考えていきます。

(2) 取組2（自治基本条例素案に規定する内容）

取組1におけるみなさんからの御意見をふまえ、条例に定める項目と

その概要をまとめた「調布市自治基本条例素案に規定する内容」(仮称)を公表します。

ここでは、パブリックコメント手続により御意見を公募するほか、市民へのアンケート、講演会(シンポジウム)や勉強会等の開催により、より多くの方から幅広く御意見をいただきます。

(3) 取組3(自治基本条例素案)

ここまでのみなさんからの御意見を総合し、条例の形式にまとめて、「調布市自治基本条例素案」(仮称)を公表し、パブリックコメント手続により御意見を公募します。

ここで提出された御意見に関する考え方を整理し、「調布市自治基本条例案」を作成して、調布市議会へ議案提出する予定です。

平成20年2月20日

調布市長 長 友 貴 樹